

判決年月日	平成 2 4 年 1 月 3 1 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成23年（ネ）10009号		
○被告において、遅くとも警告書の配達を受けた時点以降は、少なくとも本件サービスが違法とされる可能性があることを認識し得たものであり、著作権及び著作隣接権の侵害行為を中止しなかったことについて過失が認められる。 ○著作権法 1 1 4 条 2 項による損害の額の推定 ○原告らの著作隣接権（送信可能化権）に基づく本件放送の差止請求及び著作権（公衆送信権）に基づく本件番組の公衆送信の差止請求は認められる。			

（関連条文）著作権法23条1項、99条の2、112条1項、114条2項・3項、民法709条

1 事案の概要

原告ら（控訴人ら）は、地上波テレビジョン放送を行っている放送事業者であり、被告（被控訴人）は、「まねきTV」という名称で、被告と契約を締結した者（利用者）がインターネット回線を通じてテレビ番組を視聴することができるようにするサービス（本件サービス）を提供している者。本件サービスにおいては、ソニー製「ロケーションフリー」の構成機器であるベースステーションを用い、インターネット回線に常時接続する専用モニター又はパソコン等を有する利用者が、インターネット回線を通じてテレビ番組を視聴することができる。

本件は、原告らが、被告に対し、本件サービスが、本件放送について原告らが放送事業者として有する送信可能化権（著作隣接権。著作権法99条の2）を侵害し、また、放送番組について原告らが著作権者として有する公衆送信権（著作権。著作権法23条1項）を侵害している旨主張して、①著作権法112条1項に基づき、上記サービスにおける本件放送の送信可能化行為及び本件番組の公衆送信行為の差止め、②民法709条、著作権法114条2項等に基づき、著作権及び著作隣接権の侵害による損害賠償金、並びに、遅延損害金の支払を、それぞれ求めた事案である。

本件は、最高裁判所が、差戻前第2審（知的財産高等裁判所平成20年（ネ）第10059号）判決を破棄し、知的財産高等裁判所に差し戻した事件の第2次控訴審である。

2 当裁判所の判断

（1）結論

原判決を取り消し、本件放送の送信可能化行為及び本件番組の公衆送信行為の差止請求を認容し、著作権及び著作隣接権の侵害による損害賠償金について、50万9204円から20万6517円の限度で認容した。

（2）理由の概要

被告が認定に誤りがある旨指摘した本件の事実関係について検討した上、本件放送の送信可能化の主体は被告であるというべきであるとした。また、被告において、遅くとも（警告書の配達を受けた）平成16年11月4日の時点以降は、少なくとも本件サービスが違法とされる可能性があることを認識し得たものであり、それによる著作権及び著作隣接権の侵害行為を中止しなかったことについて過失が認められると判断した。そして、著作権法114条2項により損害の額を推定して、上記(1)のと通りの損害額を認容し、また、原告らの著作隣接権（送信可能化権）に基づく本件放送の差止請求及び著作権（公衆送信権）に基づく本件番組の公衆送信の差止請求を認めた。